

特定非営利活動法人 にのしま空き家活用プロジェクト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人にのしま空き家活用プロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市南区似島町字家下752番地67に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、空き家の活用を通して、町並み景観の保全、移住者・定住者の促進による町の活性化、そして新たな文化・ネットワーク・コミュニティの構築を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 町並み保全のための空き家活用事業
- ② 定住促進とコミュニティの確立を図る事業
- ③ 新たな文化とネットワーク構築事業
- ④ 空き家を活用した旅館業法および住宅宿泊事業法に基づく宿泊事業
- ⑤ 空き家を活用した食品衛生法に基づく飲食事業
- ⑥ 空き家を活用した住居用貸付事業
- ⑦ 空き家を活用した事業用貸付事業
- ⑧ その他①～⑦の事業に付随する事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力していただける個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
 - (2) 監事 1 名以上
- 2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の2日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる

ことができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 國田 将平

副理事長 堀口 照幸

副理事長 森中 勝重

監事 高橋 秀幸

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年会費 5,000円

(2) 賛助会員 年会費 団体10,000円(一口)

個人 5,000円

(3) ボランティア会員 入会金0円

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

・似島では産業の変化とともに人口の減少、空き家が増加しております。都市計画区域外の立地であることから、建築確認申請の有無や登記の変更が適正でないことから空き家バンクに掲載できない空き家もあります。また一定数移住希望者や部屋を借りたい需要はありますが、提供できる空き家がない問題があります。地域住民が主体として活動する事で移住・定住者の促進、町並み景観の保全、伝統・文化の継承、新たな文化・ネットワーク・コミュニティの構築を目的としております。

・これまで似島を知らない方や知っていても来島する目的が少ないことから、関係人口の創出が難しい状況でありました。空き家を活用した事業により、地域内外の交流の場を多く設けることが可能となるため、不特定多数の者の利益に寄与します。

・法人格が必要となった理由としては、地域住民が主体となって活動している事が社会的に広く認知され、活動や組織に対する信用性や信頼性を高めることが必要ということで設立に至りました。

2 申請に至るまでの経過

・これまでも自然体験活動（登山、サイクリング、キャンプなど）を軸に地域で活動していましたが、一定数関係人口の創出はできるものの、人口減少・空き家の問題の根本的解決に繋がることはありませんでした。似島の平均年齢があがり限界集落となっている状況でこの課題を後回しにできないという危機感などの動機があり、申請に至りました。

令和 7年10月22日

特定非営利活動法人 にのしま空き家活用プロジェクト

設 立 代 表 者 國 田 将 平

役 員 名 簿

令和 7 年 1 0 月 2 3 日現在

特定非営利活動法人 にのしま空き家活用プロジェクト

区分	役職名	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事	理事長	クニタ ショウヘイ 國田 将平		有
理事	副理事長	ホリグチ テルユキ 堀口 照幸		無
理事	副理事長	モリナカ カツシゲ 森中 勝重		無
監事	監事	タカハシ ヒデユキ 高橋 秀幸		無

(注意事項)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は全ての役員について記載してください。(役員は、理事3名以上、監事1名以上が必要です。)
- 2 「役員の区分」の欄には理事、監事の別を記載してください。また、理事の役職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載します。
- 3 「住所又は居所」の欄には、広島市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面(住民票の写し等)によって証明された住所又は居所を記載してください。(書面の記載のとおりに記載してください)
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。(役員総数に対する報酬を受ける役員数の割合は、3分の1以下でなければなりません。法第2条第2項第1号ロ)

2025年度の事業計画書

設立の日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 にのしま空き家活用プロジェクト

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 町並み保全のための空き家活用事業	・空き家活用のための、意見交換会。	(A) 年1回(2月) (B) 似島町家下 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 10名	2
② 定住促進とコミュニティの確立を図る事業		本事業年度は実施予定なし		
③ 新たな文化とネットワーク構築事業		本事業年度は実施予定なし		

④ 空き家を 活用した 旅館業法 および住 宅宿泊事 業法に基 づく宿泊 事業		本事業年度は実施 予定なし		
⑤ 空き家を 活用した 食品衛生 法に基づ く飲食事 業		本事業年度は実施 予定なし		
⑥ 空き家を 活用した 住居用貸 付事業		本事業年度は実施 予定なし		
⑦ 空き家を 活用した 事業用貸 付事業		本事業年度は実施 予定なし		
⑧ その他① ～⑦の事 業に付随 する事業	・クラウドファンディングに よる資金調達の交換会。	(A) 年 1 回 (2 月) (B) 似島町家下 (C) 10人	(D) 地域住 民や町 づくり に興味 のある 方 (E) 10名	2

計...4千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 物品 販売 事業		本事業年度は実施予定なし	

計.....千円

(注意事項)

- 1 事業計画書は、2事業年度分（設立年度・翌年度）をそれぞれ別葉で作成してください。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、定款に規定している「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」を、それぞれ区分して記載してください。
- 3 定款に規定している「(2) その他の事業」の実施予定がない場合は、「実施予定なし」と記載してください。

2026年度の事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 にのしま空き家活用プロジェクト

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 町並み保全のための空き家活用事業	・空き家の改修をDIY講座として開催。	(A) 年6回(6月～8月) (B) 似島町家下 (C) 30人	(D) 地域住民や観光などに訪れる来島者 (E) 100人	870
② 定住促進とコミュニティの確立を図る事業	・「島の未来をつくる」(仮)と題したワークショップ等の交流会を開催。	(A) 年2回(8月、2月) (B) 似島町家下 (C) 30人	(D) 地域住民や町づくりに興味のある方 (E) 60人	30
③ 新たな文化とネットワーク構築事業	・町並み保全のためのボランティア清掃。	(A) 年3回(5月、10月、1月) (B) 似島町内 (C) 60人	(D) 地域住民や自然保護に関心がある方 (E) 100人	40

④ 空き家を 活用した 旅館業法 および住 宅宿泊事 業法に基 づく宿泊 事業	来島者に向けた宿泊場所の提 供	(A) 6月～ (B) 似島町家下 (C) 2名	(D) 観光など で訪れる来島 者 (E) 80人	270
⑤ 空き家を 活用した 食品衛生 法に基づ く飲食事 業	地域住民、来島者に向けた飲 食物の提供	(A) 11月～ (B) 似島町家下 (C) 3名	(D) 地域住民 や観光などで 訪れる来島者 (E) 3000 人	8528
⑥ 空き家を 活用した 住居用貸 付事業		本事業年度は実施 予定なし		
⑦ 空き家を 活用した 事業用貸 付事業		本事業年度は実施 予定なし		
⑧ その他① ～⑦の事 業に付随 する事業		本事業年度は実施 予定なし		

計 9738千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 物品 販売 事業		本事業年度は実施予定なし	

計.....千円

(注意事項)

- 1 事業計画書は、2事業年度分（設立年度・翌年度）をそれぞれ別葉で作成してください。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、定款に規定している「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」を、それぞれ区分して記載してください。
- 3 定款に規定している「(2) その他の事業」の実施予定がない場合は、「実施予定なし」と記載してください。

2025年度 活動予算書

設立の日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 にのしま空き家活用プロジェクト

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金	10,000		10,000
ボランティア受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取助成金			
受取補助金			
4. 事業収益			
空き家活用事業収益			
宿泊事業収益			
飲食事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	10,000	0	10,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
ボランティア評価費用			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
業務委託費			
印刷製本費	2,000		2,000
通信運搬費			
消耗品費	2,000		2,000
水道光熱費			
減価償却費			
支払利息			
租税公課			
仕入			
その他経費計	4,000	0	4,000
事業費計	4,000	0	4,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	4,000		4,000
旅費交通費			
減価償却費			

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
支払利息			
支払手数料			
その他経費計	4,000		4,000
管理費計	4,000	0	4,000
経常費用計	8,000	0	8,000
当期経常増減額	2,000	0	2,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
2. 過年度損益修正益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1. 固定資産売却損			
2. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額			2,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			2,000

(注) 定款に「その他の事業」を規定している場合は、本書式例を参考に作成してください。
各科目は標準的なものを掲げています。適宜、必要な科目を追加、削除してください。

2026年度 活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 にのしま空き家活用プロジェクト

(単位: 円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	55,000		55,000
賛助会員受取会費	50,000		50,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	5,000,000		5,000,000
ボランティア受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取助成金	900,000		900,000
受取補助金	6,000,000		6,000,000
4. 事業収益			
空き家活用事業収益	300,000		300,000
宿泊事業収益	500,000		500,000
飲食事業収益	3,960,000		3,960,000
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	16,765,000	0	16,765,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,628,000		1,628,000
ボランティア評価費用	50,000		50,000
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	1,678,000	0	1,678,000
(2) その他経費			
業務委託費	4,355,000		4,355,000
印刷製本費	20,000		20,000
通信運搬費	129,740		129,740
消耗品費	1,658,000		1,658,000
水道光熱費	620,000		620,000
減価償却費			
支払利息			
租税公課	77,260		77,260
仕入	1,200,000		1,200,000
その他経費計	8,060,000		8,060,000
事業費計	9,738,000	0	9,738,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,400,000		2,400,000
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	2,400,000		2,400,000
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費	913,000		913,000

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
支払利息			
支払手数料			
その他経費計	913,000		913,000
管理費計	3,313,000	0	3,313,000
経常費用計	13,051,000		13,051,000
当期経常増減額	3,714,000		3,714,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
2. 過年度損益修正益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1. 固定資産売却損			
2. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額			3,714,000
前期繰越正味財産額			2,000
次期繰越正味財産額			3,716,000

(注) 定款に「その他の事業」を規定している場合は、本書式例を参考に作成してください。
各科目は標準的なものを掲げています。適宜、必要な科目を追加、削除してください。